

母子家庭の方へ

児童扶養手当の制度案内

児童扶養手当とは、母子家庭の生活の安定を図り、自立を促進するための制度です。

手当を受けることができる方は、次の受給資格要件にあてはまる児童（18歳に到達する日以後の最初の3月31日まで）を監護している母、または母に代わって養育している方となります。

（受給資格要件）
 • 父母が婚姻を解消した児童
 • 父が死亡した児童
 • 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童
 • 父の生死が明らかでない児童
 • 父から1年以上遺棄されている児童
 • 父が1年以上拘禁されている児童
 • 母が婚姻しないで生まれた児童
 • 父・母ともに不明である児童

※ただし、次のいずれかにあてはまる場合は、手当を受けられませんのでご注意ください。
 • 公的年金の給付が受けられる場合
 • 母に事実上の婚姻関係（内縁関係）がある場合
 • 児童が児童福祉施設や里親に預けられたとき

支給額

母親や養育者、同居の扶養義務者の所得により支給額が決定します。（母および児童が受け取る養育費の8割が所得として取り扱われます。）

また、所得が限度額以上ある場合は、その年度（8月分から翌年7月分まで）は、手当の全部、または一部が支給停止になります。（別表1参照）

支給額は、別表2のとおりとなります。一部支給の場合、支給額は所得に応じて10円単位で設定されます。3人目から児童ひとり増えすごとに3,000円が加算されます。

※扶養親族の数と児童数は一致しないこともあります。

現況届の提出

現況届は、児童手当の受給資格を確認するための大切な書類です。現在、児童扶養手当の認定を受けている方（支給停止の方も含みます）は、全員現況届の提出が必要です。

届出期間（8月1日～8月31日まで）を過ぎると手当の支給が遅れる場合があります。また、未提出のまま2年を経過すると手当を受ける資格が喪失します

のでご注意ください。
 手当を受ける資格が喪失します



別表1 平成19年度所得制限限度額(平成19年8月1日以降)

扶養親族等の数	母または養育者		配偶者扶養義務者孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満
3人	133万円未満	306万円未満	350万円未満
4人	171万円未満	344万円未満	388万円未満

別表2 支給額（月額）(平成19年4月から)

児童数	全額支給	一部支給	
1人	41,720円	41,710～ 9,850円	
2人	46,720円	46,710～ 14,850円	
3人	49,720円	49,710～ 17,850円	
4人	以降、児童1人増すごとに、3,000円加算		

特別児童扶養手当の制度案内

特別児童扶養手当とは、知的障害または身体障害等の状態

（政令で定める程度以上）にある20歳未満の児童に対する、児童の福祉の増進を図るために制度です。

受給資格要件

（中程度以上）の状態にある児童を監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方が対象となります。

※ただし、次のいずれかにあてはまる場合は、手当を受けられませんので、ご注意ください。

・児童が児童福祉施設などに入所している場合
 ・児童が障害を理由とする公的年金を受けることができる場合

支給額

重度障害児の場合

1人につき月額50,750円

中度障害者の場合

1人につき月額33,800円

また、所得が限度額以上ある場合は、その年度（8月分から翌年7月分まで）は、手当の支

所得状況届の提出

所得状況届は、特別児童扶養手当の受給資格を確認するための大切な書類です。現在、特別児童扶養手当の認定を受けていける方（支給停止の方も含みます）は、全員所得状況届の提出が必要です。

届出期間（8月11日～9月11日まで）を過ぎると手当の支給が遅れる場合があります。また、未提出のまま2年を経過すると手当を受ける資格が喪失します

のでご注意ください。

別表3 平成19年度所得制限限度額(平成19年8月1日以降)			
扶養親族等の数	請求者	配偶者及び扶養義務者	備考
0人	4,596千円未満	6,287千円未満	以下、本人の場合1人増すごとに380千円、配偶者等は1人増すごとに213千円加算。
1人	4,976千円未満	6,536千円未満	
2人	5,356千円未満	6,749千円未満	
3人	5,736千円未満	6,962千円未満	
4人	6,116千円未満	7,175千円未満	

◎問い合わせ
子育て介護課

内線305